

第1 目的

即時性と情報の拡散性を特徴とするツイッターを北海道の広報媒体として活用し、ホームページやブログと連動しながら、道政や北海道の魅力に関する情報発信を行うことを目的として開設する。

第2 用語の定義

ツイッターに関する主な用語の定義を、次のとおりに定める。

- (1) ツイッター：インターネット上で140文字以内の短い文章を不特定のインターネット利用者に公開できるツイッター社が提供しているサービスをいう。
- (2) アカウント：ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ツイート：ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (4) リプライ：他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (5) リツイート：他のユーザーのツイートを引用してツイートすることをいう。
- (6) フォロー：他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

第3 運用主体

北海道庁広報ツイッター（以下「本ツイッター」という。）の運営主体は、総合政策部知事室広報広聴課（以下「広報広聴課」という。）とし、アカウント管理、パスワード管理、ツイートを行う。ただし、災害情報については、総務部危機対策局危機対策課（以下「危機対策課」という。）においてもツイートを行えるものとする。

- 2 アカウント名は、『PrefHokkaido』とする。

第4 発信時間

原則として、平日の勤務時間内に行う。

第5 意思決定

ツイートをする際は、広報広聴課広報担当課長の決裁を得て行う。ただし、危機対策課による災害情報のツイートについては、危機対策課長の決裁を得て行い、広報広聴課広報担当課長へ報告するものとする。

第6 ツイート内容

本ツイッターは、次に掲げる事項をツイートする。

- (1) 北海道公式ウェブサイト（本庁）トップページ掲載情報
- (2) 北海道庁ブログ「超!!旬ほっかいどう」新着投稿記事情報
- (3) 北海道庁インターネット放送局「Hokkai・Do・画」更新情報
- (4) 災害情報
- (5) 緊急時の情報を紹介するサイト ※（4）の災害情報を除く
- (6) その他、道の重要施策や北海道の魅力発信に関する事項で、広報広聴課広報担当課長が特に必要と認めるもの

第7 リプライ、リツイート及びフォローの制限

本ツイッターは、専ら情報発信に用いることとしている。このため、原則として、リプライ、リツイート及びフォローは行わない。ただし、緊急時の情報を紹介するサイトを掲載する場合などにあつては、国、他自治体等が運用するアカウントで、広報広聴課広報担当課長が特に必要と認めるものはこの限りではない。

第8 ホームページとのリンク

ツイートするリンク先は、原則として道が運用するホームページのみとする。ただし、緊急時の情報を紹介するサイトを掲載する場合などにあつては、国、他自治体等が運用するホームページで、広報広聴課広報担当課長が認めるものはこの限りではない。

第9 運用留意事項

本ツイッター運用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 道のアカウントであることを証明するため及びなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、本ツイッターのアカウント名を道のホームページ上に明示する。
- (2) アカウントの運用主体及びツイート内容については、本ツイッターのプロフィール欄に明示する。
- (3) 情報は正確に記述する。
- (4) ツイートするリンク先は、本来のURL（ドメイン）が分かるよう、原則として、URL短縮サービスを使用しない。
- (5) 道が策定した本ツイッター運用ポリシーは、北海道公式ウェブサイトに掲載する。
- (6) ツイートする際は、地方公務員法をはじめとする関係法令や職員の職務、情報の取り扱いに関する規定を遵守する。
- (7) 意図せずして道が発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努める。
- (8) オープンデータとして投稿する場合はハッシュタグ「# CCBY」を付けて投稿する。
オープンデータについては、北海道オープンデータ利用規約
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/opendata.kityaku.pdf>) を参照すること。
- (9) 危機対策課が行うツイートは、災害対策（連絡）本部の設置、または設置が見込まれる場合における災害情報とする。

第10 本ツイッターに対する問い合わせ

北海道公式ウェブサイト（本庁）トップページ下段の「お問い合わせ」から受け付ける。

第11 その他

その他、この本ツイッター運用ポリシーの実施について必要な事項は、広報広聴課広報担当課長が別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、平成24年7月17日から施行する。

附 則

この運用ポリシーは、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この運用ポリシーは、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この運用ポリシーは、平成30年6月14日から施行する。

附 則

この運用ポリシーは、平成30年10月26日から施行する。